

【福井女子中学生殺人事件】

再審開始決定に対する検察異議申立の棄却を求める要請書

2011年11月30日、名古屋高裁金沢支部は、請求人前川彰司さんの福井女子中学生殺人事件：再審請求に対し、再審開始を決定しました。この再審開始決定は、前川さんの「僕はやっていません、僕は無実です」という逮捕当初からの一貫した訴えと、父禮三さんの「あの日は息子は自宅にいました。息子は無実です」という心からの叫び、これを真正面から受け止めた20人を超える弁護団の粘り強い奮闘によって、これまで隠されていた未開示の被害者の写真や関係者供述調書などが開示され、それによって前川さんの無実を明白に証明する新たな証拠が明らかにされたことによるものでした。また、3万2千人を超える再審開始を求める要請署名に見られるように、社会の大きな注目と、これを引き出した支援者の奮闘は、同裁判所における再審開始決定による冤罪救済の決断に少なからず寄与したものと確信します。

そもそも、この事件は、前川さんを犯人とする客観的証拠が皆無であるとともに、真犯人は被害者少女にこたつカバーをかぶせて、その上から返り血が付かないように滅多突きして殺害しているのに、返り血で「血だらけの前川さんを見た」などという暴力団員たちの「犯行後」の目撃証言を最大の根拠として起訴した「筋立て」のおかしさが顕著でした。このため福井地裁による原一審判決は、これらの証言の無視できない矛盾・変遷過程をつぶさに検討して客観的事実と齟齬することを確認したうえ、その信用性を否定して、無罪としたのです。確定有罪判決（原審控訴審判決）は、基本的に一審と同じ証拠によりながら、これを恣意的・強引に歪曲解釈したものであり、今般の再審開始決定は当然のものといえます。

加えて、再審請求審では、裁判所の勧告により、それまで検察によって隠されていた本件被害者の死体状況を明らかにする写真等を始め、関係者らの捜査段階の供述調書を中心とした多くの捜査機関保有の証拠が開示された結果、殺害態様の実相や、当時捜査を担当した捜査官らが関係者らに不当な影響を与えて捜査機関のストーリーに沿う供述を強引に獲得していった過程などが明らかとなった結果、確定判決の誤りと、前川さんの無実をいっそう明確に断じる再審開始決定となったものです。

このように、検察官は、警察捜査の暴走を許したのみか、無実を裏付ける多くの証拠を隠し、かつ求められてもその提出を拒む不当な訴訟活動を展開してきたものであり、今回の異議申立にはまったく道理がありません。検察の異議は、いたずらに審理を長引かせるものであり、前川さんとその家族を、四半世紀にわたって筆舌に尽くしがたい苦しみを強いてきたことをさらに継続しようとする不正義というほかないものであって、公益の代表者としておよそ許されない暴挙として強く非難されるべきです。

よって、貴裁判所におかれては、一日も早く、本件異議申立を棄却し、無実の前川彰司さんを速やかに救済されるよう強く要請する次第です。

2012年 月

名古屋高等裁判所 刑事第1部 志田 洋裁判長 殿

氏 名	住 所

<連絡先> 日本国民救援会愛知県本部

〒460-0011 名古屋市中区大須4-14-57 山岸ビル46

救援新聞 1958年6月10日  
第三種郵便物認可